

官報号外 昭和三十六年三月二十二日

○第三十八回 参議院会議録第十三号

昭和三十六年三月二十二日(水曜日)

午前十時四十五分開議

證事日程 第十二号

昭和三十六年三月二十二日

午前十時開議

第一 国民年金法の一部を改正する法律案、国民年金特別会計法案(閣法第九五号)、国民年金法案、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律案、一般国民年金税法案、労働者年金税法案、国民年金特別会計法案(衆第八号)及び国民年金の積立金の運用に関する法律案(趣旨説明)

第二 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 港湾整備緊急措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 国民年金法の一部を改正する法律案、国民年金特別会計法案(閣法第九五号)、国民年金法

改正する法律案、国民年金特別会計法案(閣法第九五号)、国民年金法

改正する法律案、国民年金特別会計法案(衆第八号)及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律案、一般国民年金税法

案、労働者年金税法案、国民年金特別会計法案(衆第八号)及び国民年金の積立金の運用に関する法律案(趣旨説明)

第一 国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一、日程第七 港湾整備緊急措置法

(案)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可しました。

運輸委員 建設委員 予算委員 同

野上 進君 西田 隆男君 小平 芳平君 森 八三一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提

出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、森林火災国営保険法の一部を改正する法律案

出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、就学困難な児童及び生徒のための教

科用図書及び修学旅行費の給与に対する法律

案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、就学困難な児童及び生徒のための教

科用図書及び修学旅行費の給与に対する法律

案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、就学困難な児童及び生徒のための教

科用図書及び修学旅行費の給与に対する法律

案を可決した旨衆議院に通知した。

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(向井長年君外二名発議)

正する法律案(向井長年君外二名発議)

百貨店法の一部を改正する法律案(向井長年君外二名発議)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律を廃止する法律案

正する法律案(向井長年君外二名発議)

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	社会労働委員 鈴木 強君 運輸委員 野上 進君 通信委員 坂本 昭君 建設委員 西田 隆男君 予算委員 森 八三一君
同日議員から左の議案が提出された。	よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。
同日議員から左の報告書が提出された。	労働関係訴訟における労働組合の当事者適格に関する法律案（棚橋小虎君外二名発議）
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。	鉄道軌道等の事業における公共負担の国庫負担等に関する法律案（安平鹿一君外六名提出）
同日議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は左の議員提出案を左の常任委員会に付託した。
中小企業の産業分野の確保に関する法律案（向井長年君外二名発議）	農林水産委員会に付託した。
中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案（向井長年君外二名発議）	農林水産委員会に付託した。
小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案（向井長年君外二名発議）	科学技術会議設置法の一部を改正する法律案
百貨店法の一部を改正する法律案（向井長年君外二名発議）	原子力委員会設置法の一部を改正する法律案
同日委員長から左の報告書が提出されれた。	海上保安庁法の一部を改正する法律案
通行税法の一部を改正する法律案可決報告書	
有価証券取引税法の一部を改正する法律案可決報告書	
国民金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書	
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案可決報告書	
港湾整備緊急措置法案可決報告書	
去る十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	
社会労働委員 久保 等君	
農林水産委員 阿部 竹松君	
議院運営委員 基 政七君	
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
社会労働委員 久保 等君	
農林水産委員 阿部 竹松君	
議院運営委員 村尾 重雄君	
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。	
害給付に関する法律の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）	
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案（地方法政委員長提出）	
同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。	
地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案	
海上保安庁法の一部を改正する法律案	
運輸省設置法の一部を改正する法律案	
内閣委員会に付託	
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	
法務委員会に付託	
移住及び植民に関する日本国とブルジル合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件	
外務委員会に付託	
年金福祉事業団法案	
通算年金通則法案	
社会労働委員会に付託	
輸出入引法の一部を改正する法律案	
商工委員会に付託	
地代賃統制令の一部を改正する法律案	
建設委員会に付託	
議院運営委員 野上 進君	
懲罰委員 鎌島 直紹君	
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
議院運営委員 近藤 鶴代君	
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	
労働関係訴訟における労働組合の当事者適格に関する法律案（棚橋小虎君外二名発議）	
同日議長において、左の調査のため議員を派遣することに決定した。	
派遣議員 大辻炭鉱の坑内火災事故調査	
川上 炳治君 吉武 恵市君	
阿貝根 登君 阿部 竹松君	
相馬 助治君 牛田 實君	
派遣期間 昭和三十六年三月十八日から四日間、往路は航空機利用	
同日内閣を経由して首都圈整備委員会委員長から、首都圈整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第十五条の規定に基づく首都圈整備計画作成及び実施を内閣委員会に付託した。	
状況報告書を受領した。	

その二は、年金支給額が提出期間比例制によつていることがあります。このような制度では、割高な保険料を納入することの困難な、すなわち、年金をより必要とする国民大衆は、きわめてわずかしか年金の支給を受けられないとということになるわけです。

その三は、老齢年金受給資格がきわめてきびしいことであります。通常の場合、二十五年間免除適用を受けた人でも、十年間の保険料実際納入がなければ年金を支給されないことになつておなり、これでは、年金保険料納入が最も困難な、そして年金を最も必要とする人に年金が支給されないことに相なります。

その四は、受給資格に違しない人々に対する保険料返還制度、今回の政府の改正案では特別年金という期限付き減額年金制度となつておりますが、いざれにいたしましても、それらの制度の要件は最もきびしく、大部分の人々がその適用を受けられないことあります。保険料納入期間と免除期間の合計年数が三十年に満たない人の保険料は、この制度の適用がなく、すなわち、かけ捨てになることがあります。政府は、かけ捨て反対の世論にびくびくりして、死亡時のかけ捨てには死亡一時金という「一時」の制度を作ることによって、批判を避けようといたしておりますが、最もこれを必要とする人々には国庫支出分も支給されないということになります。社会保障の一つの

しょうとしておらないのであります。さて、この点はまさに、社会保障の名において生活困難な大衆から取奪をするものでござりますが、この場合それもであります。

その五は、現行法の免除制度が対象者にとって実効がほとんどないことであります。政府は国民の批判に対し、免除制度を罷めみに使っております。免除は国民の免除に対するものであります。元来、免除を考えた場合、二十五年間免除適用を受けた人食、免除が保険料実際納入と同じ効果を持つものでなければ意味がないのです。元来、免除はそうでありますが、現行法の免除はそちらではなく、保険料を実際に納入した場合のように、老齢年金額を増大する要因にはならないのであります。従つて、免除を受けましても、保険料の強制徴収を受けないというだけのことであり、貧困な国民大衆がその部分だけ年金制度から締め出されるといふことは、この免除期間には国庫支出がされないことがあります。具体的に考へてみますれば、六十五才、月三千五百円の場合、そのうちの三分の一、すなわち月千六十六円の原資は、一般会計から国庫負担として出るわけでありまして、保険料実際納入可能な中間年金制度から締め出されるといふことは、この免除期間には国庫支出がされないことがあります。具体的に考へてみますれば、六十五才、月三千五百円の場合は、この制度の適用がなく、すなわち、かけ捨てになることがあります。政府は、かけ捨て反対の世論にびくびくりまして、保険料実際納入可能な中間年金制度から締め出されるといふことは、この免除期間には国庫支出がされないことがあります。社会保障の一つの

しょうとしておらないのであります。さて、この点はまさに、社会保障の名において生活困難な大衆から取奪をするものでござりますが、この場合それもであります。

金持ちの土持ちに用いられることになつてゐるわけであります。

以上五点を要約して考えますれば、現行拠出年金制は、なき浅沼委員長がなくならぬ寸前まで国民に訴えられたように、保険制度として組み立てられて、四十一年間保険料を納めているのであって、社会保障では断じてないのです。社会保障なら、その給付を必要とする人に、必ずその

必要の度合いに応じて給付がなされなければなりません。保険料納入困難な、すなわち、年金が特に必要な人の生活がやっと保障されるといふのでありますから、全く所得保障の名に値しないことは明らかであります。経済成長

日、年金額を改定するといふような逃げ言葉は断じて許されないのであります。この目標年金額はただいま直ちに改定されなければならないと信ずるも

のでござります。(拍手)

第三の点は、老齢年金開始時期のお過ぎることであります。六十五才と改定されなければならぬと信するも改定をしないところに大きな怠慢があります。

第六は、通算制であります。政府は今回、通算年金通則法、通算年金制度を創設するため、関係法律の一部

を改正する法律案を提出して、この問題を解決しようとしております。

この改正点は、自民党政権としては比較的効率的なところが認められます

が、完全なものとは断じて言ひ得ない

のであります。以上二法を施行した場

とであります。月三千五百円というの

は、現行制度立案当時の生活保護基準一人分を大体の基準とし、わが国の経済成長をきわめて過小に、すなわち年率

2%と見、さらに大事をとつて年金額

は一・五%ずつ増大すべきものとして

計算して、四十年後月三千五百円と

いう金額を設定したわけでございま

す。その金額実施がさらに五年延ばさ

れて、国民が四十年間保険料を納め、現行拠出年金制は、なき浅沼委員長がなくならぬ寸前まで国民に訴えられたように、保険制度として組み立てられて、四十一年間保険料を納めているのであって、社会保障では断じてないのです。社会保障なら、その給付を必要とする人に、必ずその

必要の度合いに応じて給付がなされ

ば、むしろ当然であります。

第五は、障害年金及び母子、遺児、寡婦年金等の年金の内容のきわめて

苦しい経験を持つ国民は、現行法のよ

うなあいまいなスライド規定では、安

心して拠出年金制に協力できません。

第四は、貨幣価値変動に対する処

置、すなわち、スライド規定があいま

い点であります。戦後のインフレの

成長をきわめて過小に、すなわち年率

2%と見、さらに大事をとつて年金額

は一・五%ずつ増大すべきものとして

計算して、四十年後月三千五百円と

いう金額を設定したわけでございま

す。その金額実施がさらに五年延ばさ

れて、国民が四十年間保険料を納め

ているのであって、社会保障では断じ

てないのです。社会保障なら、

その給付を必要とする人に、必ずその

必要の度合いに応じて給付がなされ

ば、むしろ当然であります。

第五は、障害年金及び母子、遺児、

寡婦年金等の年金の内容のきわめて

苦しい経験を持つ国民は、現行法のよ

うなあいまいなスライド規定では、安

心して拠出年金制に協力できません。

第四は、貨幣価値変動に対する処

置、すなわち、スライド規定があいま

い点であります。戦後のインフレの

成長をきわめて過小に、すなわち年率

2%と見、さらに大事をとつて年金額

は一・五%ずつ増大すべきものとして

計算して、四十年後月三千五百円と

いう金額を設定したわけでございま

す。その金額実施がさらに五年延ばさ

れて、国民が四十年間保険料を納め

ているのであって、社会保障では断じ

てないのです。社会保障なら、

その給付を必要とする人に、必ずその

必要の度合いに応じて給付がなされ

ば、むしろ当然であります。

第五は、障害年金及び母子、遺児、

寡婦年金等の年金の内容のきわめて

苦しい経験を持つ国民は、現行法のよ

うなあいまいなスライド規定では、安

心して拠出年金制に協力できません。

第四は、貨幣価値変動に対する処

置、すなわち、スライド規定があいま

い点であります。戦後のインフレの

成長をきわめて過小に、すなわち年率

2%と見、さらに大事をとつて年金額

は一・五%ずつ増大すべきものとして

計算して、四十年後月三千五百円と

いう金額を設定したわけでございま

す。その金額実施がさらに五年延ばさ

れて、国民が四十年間保険料を納め

ているのであって、社会保障では断じ

てないのです。社会保障なら、

その給付を必要とする人に、必ずその

必要の度合いに応じて給付がなされ

ば、むしろ当然であります。

第五は、障害年金及び母子、遺児、

寡婦年金等の年金の内容のきわめて

苦しい経験を持つ国民は、現行法のよ

うなあいまいなスライド規定では、安

心して拠出年金制に協力できません。

第四は、貨幣価値変動に対する処

置、すなわち、スライド規定があいま

い点であります。戦後のインフレの

成長をきわめて過小に、すなわち年率

2%と見、さらに大事をとつて年金額

は一・五%ずつ増大すべきものとして

計算して、四十年後月三千五百円と

いう金額を設定したわけでございま

す。その金額実施がさらに五年延ばさ

れて、国民が四十年間保険料を納め

ているのであって、社会保障では断じ

てないのです。社会保障なら、

その給付を必要とする人に、必ずその

必要の度合いに応じて給付がなされ

ば、むしろ当然であります。

第五は、障害年金及び母子、遺児、

寡婦年金等の年金の内容のきわめて

苦しい経験を持つ国民は、現行法のよ

うなあいまいなスライド規定では、安

心して拠出年金制に協力できません。

第四は、貨幣価値変動に対する処

置、すなわち、スライド規定があいま

い点であります。戦後のインフレの

成長をきわめて過小に、すなわち年率

2%と見、さらに大事をとつて年金額

は一・五%ずつ増大すべきものとして

計算して、四十年後月三千五百円と

いう金額を設定したわけでございま

す。その金額実施がさらに五年延ばさ

れて、国民が四十年間保険料を納め

ているのであって、社会保障では断じ

てないのです。社会保障なら、

その給付を必要とする人に、必ずその

必要の度合いに応じて給付がなされ

ば、むしろ当然であります。

第五は、障害年金及び母子、遺児、

寡婦年金等の年金の内容のきわめて

苦しい経験を持つ国民は、現行法のよ

うなあいまいなスライド規定では、安

心して拠出年金制に協力できません。

第四は、貨幣価値変動に対する処

置、すなわち、スライド規定があいま

い点であります。戦後のインフレの

成長をきわめて過小に、すなわち年率

2%と見、さらに大事をとつて年金額

は一・五%ずつ増大すべきものとして

計算して、四十年後月三千五百円と

いう金額を設定したわけでございま

す。その金額実施がさらに五年延ばさ

れて、国民が四十年間保険料を納め

ているのであって、社会保障では断じ

てないのです。社会保障なら、

その給付を必要とする人に、必ずその

必要の度合いに応じて給付がなされ

ば、むしろ当然であります。

第五は、障害年金及び母子、遺児、

寡婦年金等の年金の内容のきわめて

苦しい経験を持つ国民は、現行法のよ

うなあいまいなスライド規定では、安

心して拠出年金制に協力できません。

第四は、貨幣価値変動に対する処

置、すなわち、スライド規定があいま

い点であります。戦後のインフレの

成長をきわめて過小に、すなわち年率

2%と見、さらに大事をとつて年金額

は一・五%ずつ増大すべきものとして

計算して、四十年後月三千五百円と
いう金額を設定したわけでございま
す。その金額実施がさらに五年延ばさ
れて、国民が四十年間保険料を納め
ているのであって、社会保障では断じ
てないのです。社会保障なら、
その給付を必要とする人に、必ずその
必要の度合いに応じて給付がなされ
ば、むしろ当然であります。

第五は、障害年金及び母子、遺児、

寡婦年金等の年金の内容のきわめて

苦しい経験を持つ国民は、現行法のよ

うなあいまいなスライド規定では、安

心して拠出年金制に協力できません。

第四は、貨幣価値変動に対する処

置、すなわち、スライド規定があいま

い点であります。戦後のインフレの

成長をきわめて過小に、すなわち年率

2%と見、さらに大事をとつて年金額

は一・五%ずつ増大すべきものとして

計算して、四十年後月三千五百円と

いう金額を設定したわけでございま

す。その金額実施がさらに五年延ばさ

れて、国民が四十年間保険料を納め

ているのであって、社会保障では断じ

てないのです。社会保障なら、

その給付を必要とする人に、必ずその

必要の度合いに応じて給付がなされ

ば、むしろ当然であります。

第五は、障害年金及び母子、遺児、

寡婦年金等の年金の内容のきわめて

苦しい経験を持つ国民は、現行法のよ

うなあいまいなスライド規定では、安

心して拠出年金制に協力できません。

第四は、貨幣価値変動に対する処

置、すなわち、スライド規定があいま

い点であります。戦後のインフレの

成長をきわめて過小に、すなわち年率

2%と見、さらに大事をとつて年金額

は一・五%ずつ増大すべきものとして

計算して、四十年後月三千五百円と

いう金額を設定したわけでございま

す。その金額実施がさらに五年延ばさ

れて、国民が四十年間保険料を納め

ているのであって、社会保障では断じ

てないのです。社会保障なら、

その給付を必要とする人に、必ずその

必要の度合いに応じて給付がなされ

ば、むしろ当然であります。

第五は、障害年金及び母子、遺児、

寡婦年金等の年金の内容のきわめて

苦しい経験を持つ国民は、現行法のよ

うなあいまいなスライド規定では、安

心して拠出年金制に協力できません。

第四は、貨幣価値変動に対する処

置、すなわち、スライド規定があいま

い点であります。戦後のインフレの

(号外) 報官

合でも、公共企業体共済組合二十年拠出の人の場合の年金額が、標準の人であれば年十四万四千円であるのに対しまして、同十九年と厚生年金保険一年とが通算された場合、期間は同じ二十年で約六万四千円の少額であります。同十九年と国民年金六年とが通算された場合、二十五年間納入されるのに、その年金額はわずか六万九千円、いずれも二十年公共企業体にいた人の半額以下の僅少な金額であります。このようない点から見ますれば、途中職業転換の人の利益が大きく侵害されることは目瞭然でありましょう。

第七は、積立金運用の問題であります。社会保障制度審議会、国民年金審議会の答申を無視し、特別勘定を作らうとしないのみか、厚生年金の新しい積立金も合わせて二五%は還元するという宣伝をしながら、福祉資金に直接用いられるものは、それよりはるかに少なく、被保険者団体に還元されます。これに反して、資金の大半は、依然として大資本に、特に軍需産業に關係のあるところに融資されてしまうわけでありまして、このような政府の態度は全く国民を愚弄したものといわなくてはなりません。

現行拠出制には以上のように枚挙にいとまがないほどの欠点があり、政府の数点の改正点もその本質的な欠点を補い得るものではございません。これ

に対しても、わが日本社会党の国民年金六法案は、以上の現行法拠出制の欠点を一切解決し、全国民に期待を持つて迎えられる内容を持つものであります。無拠出年金においても現行法の欠点をなくし、その給付を飛躍的に増大する内容を持つものであることを、正しく御理解いただきたいのであります。

以下わが党六法案の内容について御説明を申し述べたいと存します。

本案の内容は、大別して、特別国民年金と普通国民年金の二つの部分で構成されております。特別国民年金はいわゆる無拠出年金であり、現行法の福音に相当し、普通国民年金はいわゆる拠出年金であります。特別国民年金の方から

まず最初に、特別国民年金の方から御説明申し上げます。

これは、さらに養老年金、母子年金、身体障害者年金の三制度に分かれています。これらは、さもなくば、被保険者団体に還元されるのは話にならないほどの少額であります。これに反して、資金の大半は、依然として大資本に、特に軍需産業に關係のあるところに融資されてしまうわけでありまして、このような政府の態度は全く国民を愚弄したものといわなくてはなりません。

養老年金は、本人の年収十三万円以下のお人に支給されるものであります。六十才から年一万二千円、六十五才から年二万四千円、七十才から年三万六千円を支給することを基本といたしております。ただし、七十才未満の老

人にには年収三十六万円未満の家庭の場合に、七十才以上の老人の場合には年収五十万円未満の家庭の場合に支給することとし、そのうち、世帯収入の少ない方に基本額を、多い方にその半額を支給することと相なっております。

年四十万八千円、二級の場合は年三万六千円、三級の場合は年二万四千円、配偶者並びに子女に対して支給される計算は、等級にかかわらず、家族一名につき年七千二百円ずつ支給することに相なっており、年収十八万円未満の障害者はそれぞれその半額を支給することに相なっております。現行法は障害者に最も冷酷であり、二、三級障害には支給せず、内科障害の場合は一律に適用しておりません。家族加算もございません。所得制限がきつ過ぎます。これらの欠点を多分に持っている

母子年金は、年収十二万円未満の母子世帯に年三万六千円、多子加算は一人当たり年七千二百円とし、年収十八万円未満の世帯にはそれぞれその半額を支給することにいたしておきました。もちろん、準母子家庭、生別母子家庭にも支給いたします。現行法でございません。所得制限がきつ過ぎます。この六十才から年八万四千円まで全部一律で、制度が完成した場合に相なっております。年金額は全部一律で、制度が完成した場合は六十才から年八万四千円であります。この六十才開始、年八万四千円は、現行法の六十五才開始、年最高四万二千円とは、金額から見て大きな開きがあるのでございまして、かりに六十四才現在で比較すると、現行法ゼロ、本法案通計四十二万円であります。六十七才現在では、現行法最高二十四万六千円、本法案一律六十七万二千円と、数十万円の違いがあることを明す。

二万六千円、本法案一律六十七万二千円と、数十万円の違いがあることを明す。六十七才現在では、現行法最高二十四万六千円、本法案一律六十七万二千円と、数十万円の違いがあることを明す。六十七才現在では、現行法最高二十四万六千円、本法案一律六十七万二千円と、数十万円の違いがあることを明す。

この制度は、一般国民年金と労働者年金に大別され、それぞれ老齢年金、障害年金、遺族年金の給付がござります。主として老齢年金給付につき御説明を終り、次に、普通国民年金、すなわち、拠出年金について申し上げます。

この制度は、一般国民年金の御説明を終り、次に、普通国民年金、すなわち、年金に大別され、それぞれ老齢年金、障害年金、遺族年金の給付がござります。主として老齢年金給付につき御説明を終り、次に、普通国民年金、すなわち、拠出年金について申し上げます。

この制度は、一般国民年金と労働者年金に大別され、それぞれ老齢年金、障害年金、遺族年金の給付がござります。主として老齢年金給付につき御説明を終り、次に、普通国民年金、すなわち、拠出年金について申し上げます。

この制度は、一般国民年金と労働者年金に大別され、それぞれ老齢年金、障害年金、遺族年金の給付がござります。主として老齢年金給付につき御説明を終り、次に、普通国民年金、すなわち、拠出年金について申し上げます。

この制度は、一般国民年金と労働者年金に大別され、それぞれ老齢年金、障害年金、遺族年金の給付がござります。主として老齢年金給付につき御説明を終り、次に、普通国民年金、すなわち、拠出年金について申し上げます。

この制度は、一般国民年金と労働者年金に大別され、それぞれ老齢年金、障害年金、遺族年金の給付がござります。主として老齢年金給付につき御説明を終り、次に、普通国民年金、すなわち、拠出年金について申し上げます。

この制度は、一般国民年金と労働者年金に大別され、それぞれ老齢年金、障害年金、遺族年金の給付がござります。主として老齢年金給付につき御説明を終り、次に、普通国民年金、すなわち、拠出年金について申し上げます。

この制度は、一般国民年金と労働者年金に大別され、それぞれ老齢年金、障害年金、遺族年金の給付がござります。主として老齢年金給付につき御説明を終り、次に、普通国民年金、すなわち、拠出年金について申し上げます。

官報(号外)

年金の使用主としての国庫負担分等約百十億円、年金支払いに要する事務費約六億円、労働者、一般国民、両年金税法施行に要する経費約百二億円あります。以上の国庫支出の大部分が賦課方式でございますので、国庫支出は自後逐年遞増をいたします。本年金制度完成時、すなわち、四十年後には年約九千億円に達し、それ以上は大体増加を停止し、平準化されます。

以上のとく、国庫支出は相当の程度に達しますが、その最初の金額は、最近の財政状態から見て、政府が社会保障をほんとうに推進しようとするならば直ちに実現可能であり、後々の支出増も、財政上はいささか心配のない程度であります。と申しますのは、

各位の御理解のことく、わが国の経済が逐年拡大し、国家財政もまたこれに従つて拡大するからでございます。

ただいま各党とも経済拡大に自信を持つて、おののその成長率を発表いたしておるわけでござりまするが、かりに、故意に各党の態度よりはるかに控え目に、すなわち、明治以降のわが國の成長率四%で考えてみます

と、この率でわが国の経済が拡大すれば、四十年後には約五倍になります。同じ事で財政が拡大し得ること、同じ事で、同じ率以上で財政が拡大し得ることとは当然でございますが、これも大事なことがあります。(拍手)私たちは、このように、心身をすり減らしつつ努力を

相当の減税でワクがそれよりも縮まつたといしましても、九千億円くらいの程度の国庫支出はきわめて容易なるものである限り、その支出は国民にとどまります。それが全国民に対する理解賛成されるものであると信ずる次第であります。

以上、大体の御説明でございますが、賢明なる同僚各位には、この国民年金関係六法案が、国民から批判を受けておる現行法の欠点のすべてを解決し得る内容を持ち、憲法第二十五条の精神をほんとうに実現することのできる社会保障に徹した案であることを、

しかも、政府がほんとうに社会保障を進める決意を持ってば直ちに実行容易な案であることを、御理解いただけたと信するものでございます。それとともに、このような案であつてこそ、所得保障という本来の大切な目的を果たすとともに、他の重要な面に非常な好影響を与えるものであることを、あわせて御理解いただと信じます。すな

く、本制度を通じての所得再分配によって、国民生活の不均衡が相当程度是正され、これによって継続的な有効需要が確保されることによって、諸産業の振興安定に資するところ大なるものがあるわけでございます。このこと

が、本六法案に關する重要な点の大綱を御説明申し上げた次第でございます。

最後に、心からお訴えを申し上げたいと存じます。すべての国民は、よりよき年金制度の確立を熱心に求めております。憲法は、健康で文化的な、ほんとうの社会保障制度を推進する義務をわれわれに与えております。しこうして、老人、身体障害者、母子家庭等の生活上の苦労をなくし、他の国民の将来の不安を解消することは、政治の

○加藤武徳君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました年金関係八法案のうち、主として八木君外十四名の提案にかかる六法案について、若干の質問をいたしたい

【加藤武徳君登壇、拍手】
○加藤武徳君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました年金関係八法案のうち、主として八木君外十四名の提案にかかる六法案について、若干の質問をいたしたい

討した結果、本六法案を提案いたしました。次第でございます。与党の各位にも、一政党の立場を離れ、現行法政府改正案に立って、本六法案を十分かつ急速に御審議賜わりたいと存じます。しか

る後、衆議院より回付の後においても、参議院の各党派の皆様方が溝揚一

力となるわけであります。以上の諸点もあわせ御理解をいただきたいと存じます。

以上、きわめて簡単でございますが、本六法案に關する重要な点の大綱を御説明申し上げた次第でございます。

最後に、心からお訴えを申し上げた

いと存じます。すべての国民は、よりよき年金制度の確立を熱心に求めております。憲法は、健康で文化的な、ほんとうの社会保障制度を推進する義務をわれわれに与えております。しこうして、老人、身体障害者、母子家庭等の生活上の苦労をなくし、他の国民の将来の不安を解消することは、政治の

問題では、社会党案によりますと、千二百億円以上の年金税を必要とするのに、最初は三百二十三億円徵収する

ことになりますから、遠からずして毎年八百億円をこえる赤字が累積していくことになります。物価の変動に伴うスライドを行なわないといったことは、四十年間この制度を維持すれば、

これが明らかであります。なるほど社会党案は、賦課方式による年金税の増税を考えておられるようであります

が、何年か先には、税率を三倍に引き上げましても赤字を解消することは不可能であります。かりに、この赤字を一般財源をもつて埋めなければならぬとすれば、国庫の負担は、社会党案の二分の一ではなくて、六分の五をこえるという、常識ではおよそ考えられない率とならざるを得ないのであります。

提案者は、膨大な一般財源からの繰り入れ措置を行なうことが可能であ

ると考えておられるのかどうか。社会

案に立つて、本六法案を十分かつ急速に御審議賜りたいと存じます。しか

る後、衆議院より回付の後においても、参議院の各党派の皆様方が溝揚一

力となるわけであります。以上の諸点もあわせ御理解をいただきたいと存じます。

以上、きわめて簡単でございますが、本六法案に關する重要な点の大綱を御説明申し上げた次第でございます。

最後に、心からお訴えを申し上げた

いと存じます。すべての国民は、よりよき年金制度の確立を熱心に求めております。憲法は、健康で文化的な、ほんとうの社会保障制度を推進する義務をわれわれに与えております。しこうして、老人、身体障害者、母子家庭等の生活上の苦労をなくし、他の国民の将来の不安を解消することは、政治の

問題では、社会党案によりますと、千二百億円以上の年金税を必要とするのに、最初は三百二十三億円徵収する

ことになりますから、遠からずして毎年八百億円をこえる赤字が累積していくことになります。物価の変動に伴うスライドを行なわないといったことは、四十年間この制度を維持すれば、

これが明らかであります。なるほど社会党案は、賦課方式による年金税の増税を考えておられるようであります

が、何年か先には、税率を三倍に引き上げましても赤字を解消することは不可能であります。かりに、この赤字を一般財源をもつて埋めなければならぬとすれば、国庫の負担は、社会党案の二分の一ではなくて、六分の五をこえるという、常識ではおよそ考えられない率とならざるを得ないのであります。

提案者は、膨大な一般財源からの繰り入れ措置を行なうことが可能であ

ると考えておられるのかどうか。社会

党案の賦課方式で赤字を出さずによつて、いけると考えておられるのかどうか、この点を伺いたいのであります。

また、国民年金のみについても三千億円をこえる膨大な額を一般財源からさくことが、わが国の財政上可能であるかどうかを、大蔵大臣から伺いたいのであります。

次にお伺いしたいことは、年金税の徴収問題であります。年金税の徴収問題について、社会党案によりますと、市町村長が歳入徴収官となつて年金税を取ることになつておるのであります。この制度については、会計法上大いに議論のあるところでありましょんし、また、年金税は地方税の場合とは別の組織を設けて徴収することが必要でありますので、そのためには膨大な機構と事務費が必要となつて参るのであります。ただいま市町村で徴税に携わつておる職員の数は約五万人、事務費は百五十億円以上と計算されておりまして、その大部分は市町村民税と固定資産税に向けられておるのであります。社会党案の年金税は、免税規定がきわめて複雑であり、一千円引き込みの税率を設けておりますために、詳細な、一千円を単位とする所得の把握が必要となることは明らかなのであります。しかるに社会党案では、年金制度税を合わせた場合よりもさらに大きいまことなつて参るのであります。そのための事務量は、市町村民税や固定資産税を合わせた場合よりもさらに大きいかどうかを、大蔵大臣から伺いたいのであります。

の徴収に要する経費を平年度八十七億円を見込んでおられるにすぎないのです。ありますて、これではどうい所要の経費をまかない得ないのであります。市町村にしわ寄せが来ますることは明らかであります。社会党は昨年の十二月に、委員長代行者の名をもつて全国の市町村長に対し、提出年金実施の延期に協力されたい旨の依頼状を出しておられるのであります。その依頼状の中におきまして、地方公共団体に事務や経費の負担を負わせてはならないことを嚴重に書いておるのであります。今回提案された年金法案は、市町村にしわが寄りますることは明らかであるのでありますて、かねての社会党の主張と著しく矛盾すると思うのであります。が、この点について提案者の意見を伺いたいのであります。

て、いわゆる労働者となることは、日
常ひんぱんな現象であります。しかる
に、一般国民と労働者の間に、何ゆえ
にこのように制度の立て方や支給金額
を変えるなければならないか。何として
も理解できない点であります。(拍手)
また、社会党案には、障害年金及び
遺族年金の額について著しい矛盾があ
ります。同じ賃金で、同じ期間
労働した者で、同じ年令であって、同
時にけがをした際でも、その人がさき
に一般国民年金に加入したことがある
かどうかで、障害年金や遺族年金の額
が違つてゐるのであります。しかし
も、一般国民年金に加入して年金税を
納めた期間が長ければ長いほど年金額
が低くなるという、常識では理解でき
ない仕組みになつてゐるのであります。
たとえてみますと、月収二万五千
円の人のがけがをいたしました場合に、
五カ年間労働者として年金税を納めた
のみの人に対しましては、一級障害年
金の額は十四万七千円でありますが、
一般国民年金税を五年間納めたことの
ある人は十一万五千五百円、三十年間
納めたことのある人は、九万四千四百
三十二円しか年金がもらえないのです
りまして、年金税を納めた年限が長け
れば長いほど、納めた税金が多くれば
多いほど年金が少ないというものが、社
会党の案であります。かりに、社会党
がこの点に觸しまして、労働者年金の
所得に比例した部分について、これは

労務管理的なものであり、あるいは退職金的なものであると弁明されるならば、この所得に比例いたします部分は、社会保障的性格の薄いものであり、社会保険的な性格を持つものであると言わなければならないのです。提案者は、先ほど提案理由の説明に先立つて、現行年金制度の欠点を指摘されておられるのでありますから、その第一のやり玉に上げておられますことは、現行年金制度の組み立てが社会保険的であって、社会保障の精神と相反しているということでありました。この指摘なされたことが的に当たっておりますかは別にいたしまして、提案者の指摘されましたこの批判は、そのまま社会党の甘受すべき批判であると思ひでありますが、提案者はいかよにお考へであるか、伺いたいのです。

次に指摘をしたいことは、養老年金、母子年金、障害年金を国庫で全額を負担いたします。いわゆる無拠出の特別年金の支給制限が、現行制度よりもはあるかに過酷である点であります。社会党案によりますと、世帯全員の所得を合算いたしまして、その金額で支給制限を設けておられるのです。すなわち養老年金について見ますと、家族全員の所得の合計が三十七万八千円をこえるときには年金は出ないことになつておるのであります。母子年金につきましては、子供が二人の場合に

二十万五千二百円を、身体障害者年金につきましては、妻と子供二人の場合二十万一千八百円をそれぞれ限度といだしまして、これをこえるときは年金は全額支給を停止されることになつておるのであります。これは現行制度を下回るきわめて不利益な制限でありまして、現行制度は、世帯所得による社会党案は非常に過酷であります。しかも現行国民年金制度では、受給権者を扶養する者たゞ一人の所得のみについて五十万円の支給制限を行なつてゐるのに対し、社会党案では、世帯員全員の所得を合計した額で、三十七万円なり、あるいは二十万円という支給制限をきつくしほつておる点と、二重の嚴重な「かせ」をかけておるのであります。このようにきびしい支給制限のもとでは、家族で数人の方が勤めておられるとか、あるいは農家のようになりまして、年金の恩恵には浴し得ないのです。発議者は、先ほど提案理由の説明の中で、わが党案の内容が心あたたかいものであると、自画自賛しておられるのでありますが、年をとつたり、主人をなくした母子家

（拍手）
別年金に、かような過酷な支給制限を行ない、現行法よりも下回る条件を押しつけようといたしますことは、何としても理解できないのであります。

今回政府の出された改正案によりますと、現行制度の欠点を直して、老齢年金の繰り上げ支給を行ないますとか、あるいは死じて一時金の制度を設けたり、準母子年金の制度を創設いたしまして、また、災害を受けた場合には特別の措置をとります等が内容となつておるようですが、もちろん、これでは十分ではないとは思うのですが、少なくも社会党案よりは、はるかに心あたかいものであると思ひます。厚生大臣のこの点についての所信を伺いたいのであります。

最後に、私は年金税の資産割について提案者伺いたいのであります。社会党の年金税は、平等割千円のはかに、土地家屋等の固定資産について資産税割を課することになつておるのであります。いまして、宅地や住宅を除いて、収益用の固定資産にはすべて課税されることがあります。そこで社会党は、農地に年金税を課するつもりであらわれるのかどうか。もし農地に課税するといたしますか

るならば、農家にとつては大問題であります。とうていその負担に耐え得ないことが明らかなのであります。農地を収益用の固定資産からかりにはずすといたしまするならば、予定されておりません三百二十三億円の年金税は確保し得ない矛盾があるのであります。提案者は農地に対しまして課税なさる考え方をおられるのかどうかを伺いまして、私の質問を終ります。(拍手)

〔衆議院議員八木一男君登壇、拍手〕

なわち社会党案では特別国民年金、その支出は直ちに本年度から始まるわけではありません。六年後に拠出制の方の普通国民年金が始まるときには、それだけ一年分の老人の方が無拠出年金の方から減つて参りますので、今大体千六百何億かの無拠出に対して、だんだん少しずつ五年までにはふえまして、六年後にがたとふえるわけじゃありませんで、拠出の方でふえるだけで、無拠出の方が一年分の老人が減りますから、そういうことで、なだらかにだんだん伸びていくということでありまして、加藤さんは、両方の金額で合算して非常に御心配されておるようですが、それは大きな計算の狂いになつてくるわけであります。

とになつておる。そななりますと、政府の方が五、六百億の支出を決定しておるわけでありますから、差額にいたしまして千五、六百億の金額であります。特に、この法案は本年の十月から始まりますので、結局その半額しかございません。そういう意味で、政府の現行法との差額六百八十億くらいあれば、来年度は完全に実行できるわけであります。社会党の組みかえ案には、明らかにそれだけの額をはつきり載せてあることは御承知であろうと思ひます。それから、平年度になりますても、千六百億円ぐらいは、税の自然増収を入れれば直ちにできまするし、そのほかに、租税特別措置法の改廃をするとか、ゴルフ税を新設するとかいろいろなことをいたしまするといふ年金を全部やつたほかに、医療保障やそれ以外のことを行つて、まだ余りがあるということでありまして、要は、これをやる氣がない政府ができないと言つておるだけであります。やる気がある人だったらできるわけであります。(拍手)

年金を支払う方と年金保険料を徴収する方と、それから本庁の費用や広報宣伝費も全部ひつくるめて五十三億しか組んでおりません。特に、市町村の交付金は二十一億しか組んでいないのです。自民党政府は組んでいないのです。それに對して、わが党の方は、一般国民年金税の徴収費だけで八十七億あります。そのほかに、労働者年金税の徴収費もあります。それは関係がないとおっしゃるわけにはいかないのです。日雇労働者、山林労働者は、わが党では労働者年金の方に入るわけです。一番徴税にいろいろ調べなければならぬ人は、わが党では労働者年金税の方で徴収する。その費用は別にとつてある。そのほかに、無拠出年金の支出金も別に組んである。一般国民年金税の八十七億だけでも政府の何倍かになる。そのほか、三つの事務費が組んであることをどうか御理解をいただきたいと思います。従つて、これによつて一般国民年金税の徴収に対し一万余六百四十人の職員が市町村に配属されることになつております。従つて、事務の方が労働強化になるということは、社会党の方は断じてございません。江田委員長代行が公約しましたことを断じてその通り実行するためにこの案を組んだことを御理解いただきたいと思います。

をこえても、それぞれの障害者は直ちに、社会党案では規定をしたわけなんです。従つて、拠出年金の方の障害年金がもらえると、いうふうに、社会党案では規定をします。拠出年金の方は所得制限がございません。障害年金に関する限りは、二十才以上は一切の制限なしに全部障害年金がもらえるといふことに社会党六法案ではなっておりまます。これは金額だけであります。給付制限とともに、母子年金の場合には、子供さんが十六才になれば、政府案では一切くれない。所得が多いからと、少なかつると、くれない。社会党案では、子供さんが二十才になるとまでくれるわけです。政府案の現行法では、もつとひどいのがついて二十五才をこえた子供が一人でもあつたらくれない。そこがあんまり恥ずかしくてちょっとといじつた。政府案の所得制限というのは、表に出た金額で、少し悪いので、少ししまかしながら、いろんな点で所得制限、給付制限をしている。やらないやらないといふように現行法ではなつていい。それから障害の方で、二級、三級に支給をしない。内科障害には一切支給しない。このような過酷な給付制限というものは、拠出年金では、保険料を払った人にはあったものじゃない。これが政府案。内科障害には払わない。二、三級

老齢年金について、老齢の福祉年金、社会党の養老年金について申し上げてみたいと思う。これについては給付制限は二つの大きな部分があります。年令制限であります。年金制度をよく御研究にならなの方は、金額による所得制限だけを考えると、これは間違いです。年令制限が一番重大な給付制限であります。社会党案は六十才から支給を受けるわけです。政府案は七十才から受け取ることが、そういう人が早く年をとります。六十八、九才になって、一文も年金を受け取ることができずに死んでしまふ。かような過酷なる年令制限をしているのが政府案です。社会党案はそういうことをしておらない。六十才からもらえるようにしている。これが第一点。

の違いはあるけれども、社会党もあります。そのまん中の配偶者所得制限といふものは、全く意味のないものであります。これは、おじいさんに收入があつた場合に、おばあさんにくれないと、いろいろなことがあります。おじいさんの所得があると、おばあさんは「文ももらえない」ところが、むすこがちゃんと健在で五十六万円の収入があつた場合のおばあさんにはくれるわけであります。まん中の、いわゆるおじいさんが生きている、おじいさんもおばあさんも生きている、たゞじいさんが一生懸命働いたのに、十九万円以上であればくない、こんな意味のない所得制限が政府案ではあるわけであります。今度の改正案でも、これはなくなつておらない。

する人の老人にはくれないという、実に奇妙きれつた規定になつてゐるわけあります。この一つを見ても、草をかむような規定になつてゐる。しかし、とにかくむすこさんが五十万円以下だつたらあげる、以上だつたらあげないといふことになつてゐる。その家族五人の場合に、そういう規定をして、二万三千六百円の所得税を納めて、二万三千六百円をこえた場合に、それ以上だつたらあげない。ところが、家族が二人か三人の場合だつたら、二万三千六百円をこえた場合でも、それ以上の場合でも、家族が少ない場合は、それよりも収入が少ない場合でも、それ以上の場合では、収入が五十万円より少ない人でも、二万三千六百円以下の所得税を納めるわけであります。そろんが二人か二人の場合には、収入が五十万円以上おつた場合に、もらえないことが政府案では起つてあります。社会党案の場合は、これは的確に申し上げますと、家族が二人収入があつた場合には、社会党案は政府案よりも損を受けておきましょう。同じ五十万円でござりますが、家族が二人収入があつた場合には、社会党案は政府案よりも損であります。ところが、政府案は、六人の家族の場合で規定してありますから、家族が五人、四人、三人、二人、一人の場合には、五十万円の人でも、その老人には年金が来ないといふ

この違いは、規定の違いがありますから、食い違つております。しかし大体において五十万であることは変わりがなくして、社会党案の方が不利だといふことは断じてないわけです。そのように、所得制限、給付制限について、ありとあらゆる面で社会党案の方が緩和されておつて、政府案は過酷な案であります。ことに、その境目で、政府案と同じところで論じたいと自民党の方は言われますけれども、そうではない。一番気の毒な人は何か、これは障害者であります。その次に母子家庭であります。その次に七十才以上生きられるような楽な生活をしておられた老人であります。そういう氣の毒な人に必ず無拠出年金がいくよろに組み立ててあるのが日本社会党的案であります。(拍手)比較的しあわせに暮らしてきました。しかも収入の多いむすこさんがあつて、楽懶居のできるおたのが政府案であります。その厚みをかけたものよりも、薄い方であつても、日本社会党案の方が楽だといふことをはつきり申し上げておきたいと思ひます。

(三) 保険料の免除の制度について

は、従来明らかにされたところによりますと、五人世帯で年所得十三万円以下の階層だけ全額免除になつております。また、十六万円以下でも納入が著しく困難と認められるものは免除されることになっております。しかし、今度のように、年金の主たる対象者は、農民、商工業者、零細企業者またはその労働者であり、最も生活が楽でない層であります。国民皆保険の実施に伴うことになります。従つて、政府は保険料の徴収については慎重に対処しなくてはなりません。われわれは、五人世帯月一万七千円までは全額免除を、さらにつきは所得階層にも一定の段階を設け保険料の減額をすべきであると考えておりますが、政府は減免措置の基準引き上げについてどのように考えておられますか、お尋ねしたいのであります。

(四) 積立金の運用の問題でござります。この国民年金が動き出しますと、年々四百億からの積立金が行なわれる事になります。四十年先に三兆何千億円の積立金ができることになります。本来この積立金は所得の低い国民階層の拠出によるものでありますから、被保険者保護中心に使われるのが建前であろうと思ひます。社会保険制度審議会の資金運用の答申においても

指摘しております。ように、主として被保険者を中心とした審議会を作り、この議を尊重して運営すべきであると思います。しかし、政府は厚生年金の積立金を含めて二五%還元融資を行なうと宣伝しておりますが、実態はどうでございましょうか。福祉事業の還元融資は微々たるものでござります。零細な財布からの血のにじんだ積立金でございます。この積立金が低利長期で、公共投資の名のもとに大資本の経済基盤強化のために使われるならば、まさにこれにて国民にこたえる施策であります。この積立金の運用をはかるおつもりはございましょうか、お尋ねしたいのでございます。

(五) 福祉年金の問題でございます。無拠出であるからといって、七十才より支給されておりますが、七十才といふと、平均寿命からいってもこれ以上長命される人は非常に少ないのでござります。拠出制年金が動き出しましても、なかなか給付による保障を受けるのは先のことでござります。それにもかかわらず、月千円ときめ、それまでの人は保障はございません。この低い額で身体障害者も母子も福祉年金を受けているのであります。これこそ給

付金額を引き上げ、生活に困っている人を保護すべきだと思います。政府の福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでござります。福井年金の給付の始まりは六十才からであります。このたびの改正で六十才まで減額給付がありますが、きわめて少額であります。産業労働者の定年制が五十五才であり、使用者は働きのよいところだけを使用するならわしを続けているのでござります。このよくな定期制をとつている国は外国にはございません。労働者の定年制の延長をすべきであることは申すまでもございません。この厚生年金制度ができましたときには、初期においては五十五才より給付することになつておりました。ところが、三年ほど前に強引に六十才に支給開始を延長されたのです。

(六) 日本経済を発展させる方向から見ますと、年金制度を、今日のよう

(七) 国民はいずれの職業を問わず、

勤務を希望すると思います。

その勤務を通じて社会に貢献してお

ります。

(八) 厚生省の中には国民年金創設の意義にのつて特別会計を持ち、被

保険者を中心とした審議会を作り、こ

(九) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(十) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(十一) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(十二) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(十三) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(十四) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(十五) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(十六) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(十七) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(十八) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(十九) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(二十) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(二十一) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(二十二) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(二十三) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(二十四) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(二十五) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(二十六) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(二十七) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(二十八) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(二十九) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(三十) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(三十一) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(三十二) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(三十三) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(三十四) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(三十五) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(三十六) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(三十七) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(三十八) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(三十九) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(四十) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(四十一) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(四十二) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(四十三) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(四十四) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(四十五) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(四十六) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(四十七) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(四十八) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(四十九) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(五十) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(五十一) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(五十二) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(五十三) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(五十四) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(五十五) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(五十六) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(五十七) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(五十八) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(五十九) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(六十) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(六十一) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(六十二) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(六十三) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(六十四) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(六十五) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(六十六) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(六十七) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(六十八) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(六十九) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(七十) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(七十一) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(七十二) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(七十三) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(七十四) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(七十五) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(七十六) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(七十七) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(七十八) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(七十九) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(八十) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(八十一) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(八十二) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(八十三) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(八十四) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(八十五) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(八十六) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(八十七) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(八十八) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(八十九) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(九十) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(九十一) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(九十二) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(九十三) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(九十四) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(九十五) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(九十六) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(九十七) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(九十八) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(九十九) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(一百) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(一百一) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(一百二) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(一百三) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(一百四) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(一百五) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(一百六) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(一百七) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(一百八) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(一百九) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(一百二十) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(一百二十一) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

す。

(一百二十二) 福祉年金の給付の引き上げについての考え方をお聞きしたいのでございま

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

御質問の第一点は、国民年金を所得

再配分の考え方でいくべきじゃないか、こういう御質問でございまして、この問

か、いろいろ研究いたしましたが、今回國民年金の対象となる人の間には、あまりに所得の差はないでございます。

しかも、資産その他によってやること

は、ほとんど事務上不可能に近いと考

えます。その考え方を入れないで、な

おまた、年金額の問題につきまして、私は今後の経済成長の模様を見ながら、これを引き上げることにやぶさかで

ございません。こういう点につきま

しては、国民年金審議会、社会保障制

度審議会の各委員全会一致で、こうい

う考え方を持つておられるのでござい

ます。私は、現在の場合としてはこれ

でいくことが一番いいと考えておりま

す。

また、積立金運用につきまして、こ

れは私は拠出者の気持も十分聞かなければなりません。従いまして、この國民年金等の積立金につきましては、資

金運用部でやりますけれども、他の資金とは、はつきり区別いたします。

そして、これは社会環境の改善と、あるいは福祉の向上等に使うと同

時に、お話をのように、四分の一は還元融資する考え方であります。こ

れにつきましても、大体、大藏、厚生

並びに議者の意見は一致しております。なお、今後につきまして、この問題はなおこの上とも検討していくべきだと思います。

第三番目の年金制度一元化の問題でございまするが、これは御承知の通り、各年金おのおの沿革がござります。また、その構造におきましても違つておるのでございます。そうし

て、加入者、受給者はおのおの期待権を持っていますので、一がいにこれ

を今一元化していくことは、なかなか困難な問題だと思っておるのであります。今後社会保障制度全般につきまして再検討を要する問題が多いの

で、それとあわせて今後も検討していきたいと考えております。

それから支給金額の問題につきま

しては、だんだん今後の問題としてこれ

を引き上げるような方向に、経済の成長とともに考えるのが当然であると、

こういうふうに思つております。

死亡一時金と遺族年金との関係であ

ります。この問題は、死亡一時金の今

回の措置は、例のかけ捨てをなくしよ

うということではありますが、しかし遺

族に対する問題は、本格的に、この母

子年金、準母子年金、あるいは遺児、

寡婦に対する年金という、そういうも

のを拡充強化する方向で行くのが本筋

だと思いますので、それはそれとし

て、ただいま申す方向への問題は今

後拡充していくことを考へるのです。

掛け金の免除のことではあります。〔拍手〕

○國務大臣(古井喜實君) お尋ねのう

ちで、すでに總理がお答えいたしま

たもの以外についてお答えを申し上げ

ます。

第一番目は、掛け金の均一な行き方を改める問題であります。この点は、考え方をいたしまして、全国どこともこそあるわけではありませんが、実行上の問題といたしまして、全国どこともこそも共通の適当な基準がありませんためあります。そういうわけで、実行上の問題で、今日は、すぐさまこれに賛成となりておるのでございます。そうして、加入者、受給者はおのおの期待権を持っていますので、一がいにこれ

を今一元化していくことは、なかなか困難な問題だと思っておるのであります。今後社会保障制度全般につきまして再検討を要する問題が多いの

で、それとあわせて今後も検討していきたいと考えております。

それから支給年金につきましては十分考えていかなければならぬと思

います。そして年収二十万にも満たないというような人にまで無理じいをす

るということは考えておりません。

次に、積立金の運用のことは、總理

から基本的な考え方を申し上げたわけ

であります。老齢年金は六十五才からいうのを六十才から六十五才までに下げると、こういう

お話をあります。これはまだもう少

し、六十五才から、原則的に六十才から六十才くらいまでに下げると、こういう

お話をあります。老齢年金は六十五才から六十才くらいまでに下げると、こういう

困りますので、そこのところの見分けを十分つけつつ、ほんとうに払えない人にはこれを免除していくといふことを思つておられるのであります。この点は今後の研究問題にいたしたいと思います。

そこで、福社年金の金額とか、あるいは支給年金とか、こういう点についてもつと改善したらどうかといふことであります。この点は今後の研究問題にいたしたいと思います。

それから拠出年金につきましては、老齢年金は六十五才から六十才までに下げると、こういう

お話をあります。老齢年金は六十五才から六十才までに下げると、こういう

想を実現するに必要な財源の確保は今後可能であると考えております。

けについての御質問でございまして、が、これは年金財政の計算上は、積立金の予定運用利回りを五分五厘程度見ております。それによって給付の計算もできておりますが、実際上の運用利回りは六分以上にしたいと思っております。六分五厘にしたいと思っておりますが、この間の利益で、今度の改正になっております死亡一時金の問題、六十才からの繰り上げ減額とか年金の支給等、これをこの利益で十分にまかなえる計算になつております。（拍手）

から見て、保険部門において条件を満たすことを考えるのか、それとも、たとえば衆衆衛生的な面の方を先にいつて、たとえば検診とか予防接種とかいろいろ、これはどちらに力を入れていいかという問題がありますので、そこで、この問題はもう少し研究しなければなりませんが、しかし、できるだけいろいろな種類の国際的な条約には、要求している水準にいきたいものでありますので、いつとは申せませんけれども、よく検討をしたいと考えております。（拍手）

〔議長退席、副議長着席〕

社会保障の二大支柱であるところの医療保障と所得保障が、一応曲がりなりにも全国民的規模において発足したことは、わが国の社会保障制度が一つの第二段階的な段階に足を踏み入れたことを意味するのであって、日本をして眞に福祉国家たらしめるためには、この際、社会保障制度全般の確立を期する構想がなければならないと思います。かりに、年金制度がどのとうに進んで参り、所得保障の実が上がって参らうとも、貧乏と病氣といふようなものは相伴つて社会に存在する医療保障制度がこれと並行して前進して参らなければ意味をなしません。から、健康保険の問題等を中心とする本質的な性格を持つものでありますから、病気と貧困との悪循環を断ち切るということを考えます。これが、とりもなおさず、政府が申しておりますの前提として、私は医療保障の問題について若干お尋ねをしなければならないのです。

先般来、病院ストが相次いで起り、これに加えて、医療報酬、制限診療等の問題を中心にして、保険医総辞退といふようなものを含む、いわゆる医師不足。

会、歯科医師会の実力行使が伝えられたて、問題が紛糾をいたしました。これに対して国民全般の持つた心配といふものは實に想像以上のものであります。ベッドにあすの命をも知らぬ身を横たえている患者の心配というものは、けだし、これはわれわれの想像を超えるものだと思います。政府はこれに対しても一体有効適切な解決の方途を見出したでありますようか。厚生大臣は硬骨の人であるといふような前評議はよかつたけれども、少なくともこの問題に関しては、中央医療協議会を開いて、その線でやる以外に手がありませんといふ答弁をして、われわれを牛望せしめたのであります。結局するところ、いか悪いかの問題はだいぶ春にしておりますが、与党自民党の幹部が両医師会長との間に一応の妥協線を見出して、いわゆる実力問題は回避されたのでありますするが、問題の本質は依然として何ら解決されていないと私は見出します。むしろこの次この問題が再発するときには、どうしようもないような形で、陰惨な形をもつて、もつと悪質化して、これが爆発する危険なしとしないと思うのです。政府は積極的にこれが解決に当たって、国民皆保険の建前から、医療行政全般について、抜本的改革をこの際行ない、病気と貧困の悪循環を一日も早く断ち切るべきであろう

と思ひます。この問題は、現在の恩給制度についてであります。この恩給制度に於いても、同様の意味を含めて、所得保障という建前に立つ年金制度の前進に伴つて、恩給制度自身の中にあるいろいろな不合理、アンバランスといふものをも解決すると同時に、これを全般的規模において、抜本的にその制度そのものを検討して参らなければならぬと思つておりますが、池田総理の所見を承つておきたいと思います。

次に、国民年金法が一昨年三月に成立をして、拠出制年金がいよいよ来年から実施されます。問題は存しておる。しかし、このよくな所得保障の制度が曲がりなりにまでできるといふことは、國民の一つの喜びです。

〔副議長退席、議長着席〕

しかし多くの問題と矛盾を含んでおる。そういたしまするならば、健康保険制度における今日の制度の不統一、所得保障制度の面から、他の厚生年金であるとか障害年金、母子年金、遺児年金、進んでは生活保護による補助等、これら制度との見合つて、その制度上の混乱と年金相互間の矛盾が発生する懸念をもつて大であります。子供がだんだんふえてきたから、周囲がだんだん増したというよくなしがけで、なる

国民年金法の一部を改正する法律案、国民年金特別会計法案(簡法第6号)及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律案、一般国民年金税法案(案第8号)及び国民年金の積立金の運用に関する法律案(趣旨説明)

案、九五号、国民年金法案、国民年金法の施行、労働者年金税法案、国民年金特別会計

法及

2

19

道がないわけがありますが、現在の程度でも、とにかくこの経費の三分の一というものは国費で持つておるといふ、他にあまり例のない高率の国庫負担にもなつておることあります。さらばといって、これが十分と申すわけではありませんので、今後の経済の成長、財政力の伸びといふやうなものとあわせ考へるべきものではあります。しかし、少なくとも今すぐこの国庫の負担額をさらにふやすということはなかなか困難な事情もございますので、今後の問題にこれはいたしたいと考えるのであります。

次に、この支給年令六十五才、これを六十才にきつぱり引き下げたらどうか。今度の改正案のように繰り上げて減額支給といふよくな、こそくなことをやらないで、六十才にしたらどうかという点であります。これは、先ほど藤田さんの場合にも申し上げました。が、六十才か六十五才か、原則をどこに置くかは、社会保障制度審議会でも制度発足当時にいろいろ議論をした問題であります。まだこの点は原則問題としては議論の余地が残つておると思うのであります。が、そのほかに財政負担の点も、これだけで倍額程度にもなりますので、なおこの点は慎重に考え、研究しなければならぬと思うのであります。

死亡一時金につきまして、こういうことよりも年金制度にといふ意味のお尋ねであったかと思います。年金ですが、これは遺族に与えるのであります。が、遺族に対しましては、母子年金、準母子年金あるいは遺児年金、寡婦年金などの制度もあることあります。

して、本筋としては、今のような母子年金等を改善拡充していくという、その道を考える方がよいのである。これらは別問題として研究しなければならぬと思うのであります。

次は、掛金が一律になつて居る点について、所得比例にすべきではないかという御趣意であります。これは、先ほども申しましたように、考え方としては所得比例、これも大きめに理由があると思うであります。ただ、先ほど申しましたように、北海道でも九州でも共通のうまい基準がなければ、これは実行できないわけであります。よく國民健康保険のあの保険税のことやつたらどうかという御意見もありますけれども、あれは市町村単位のことであつて、ほかの市町村とは何もつき合ひをとる必要はない。所得税のことになれば、所得税を納めない人が國民年金の被保険者には相当多いのですから、これは標準にならぬ。こういうわけで、實際問題が、よい方法が現在では見当たらないのであります。ここに困難な点があることを御了承願いたいと思うのであります。

それから、登録に無理をかけておりませんいか、こういうふうなことあります。これは二月末ではすでに、ともかくにも、全国平均目標の八〇・三%まで届出を了しております。町村の方では九八・二%までいっております。問題は都会地であります。市部全體としては六七・三%までいっておりましたがけれども、大阪、京都あたりの市部は非常に届け出の成績が悪いのであります。これにはそれなりの事情があります。かもしませんし、今後よく趣旨を

三

手

申しましてたまに、北海道でも九州でも
其共通のうまい基準がなければ、これ
は実行できないわけであります。よく
国民健康保険のあの保険税のことく
やつたらどうかといふ御意見もありま
すけれども、あれは市町村単位のこと
であつて、ほかの市町村とは何もつり
合いをとる必要はない。所得税のこと
になれば、所傳税を納めない人が国民
年金の被保険者には相当多いのであり
ますから、これは標準にならぬ。こう
いうわけで、実際問題が、よい方法が
現在では見当たらないのであります。
ここに困難な点があることを御了承願
いたいと思うのであります。

相馬さんの御質問の御要旨は、実際
に年金の恩恵を国民に早く均霑させる
ために、このよくな抜本的な対案で
なしに、修正案とか、あるいは改正案
を出すということを、一つの考え方だ
と思うが、それについてどうかといふ
御質問が第一点であつたと存じます。
私どもも、法案によつては、問題に
よつては、実際に具体的な修正案ある
いは改正案で、その問題が前進するこ
とについて考えるのにやぶさかではな
いのでござりまするけれども、この国
民年金法の問題をよし、匕首をもつて

の場合には二十五年、あるいは免除を受けたときには十年以上実保険料の支拂いを必要な人が割高な掛金を払わざるから払わない。払わない、と、年金をもららうのが少なくなつたり、もらえなくなつたりといふ、基本的に間違つた想み立てがありますが、それと同時に、部分的に一番けしからぬ点を申し上げますと、そういう人たちが年金をもらいたいために、一生懸命納めたけれども、息が切れて、もう一步のところまで要件に達するまで納められなかつたといふときに、その保険料が没収されると、ということになるわけであります。結果、三十年間実際の保険料を納めていたるか、あるいは免除と実納入との合計が三十年でなければ保険料の返還もしてくれない。今度の政府案による減額による金制度も適用してくれないということになるわけであります。極端に言ふと二十五年間の保険料がふいになることがある。これを概算で計算してみますと、算術計算で四万円、一番損な人は四万円が算術計算の損になる。政府案の五分五厘の年金を複利計算にいわしますと、大体六十年現在二十二万円ほど損になる。二十万円ぐらいの人が、ボーダーラインの人、年金をもらいたいというので一生懸命納めたのに、もう一年で要件に達しないと、その二十分円の費重な金額が政府に没収される。こういうような非常に根本的な欠点があるわけです。それから、国庫負担については中間層以上に回つてしまつて、一番ほしいボーダーラインには国庫負担が回つてこない。こういふこと

よくな組み立てに根本的な間違いがある以上、今年の年金制度を一割ふやす二割ふやすということでは問題は片づきませんので、まず第一に、絶対に社会保障的に変えるために対案の必要があると考えたわけあります。それが根本的な点でございます。

第二点に、給付の点につきましても、たとえば、政府が三千五百円は少ないから今度は五千円くらいの改正案を出してきたというのだったら、少し政府の方の誠意も認めて、わが党の七千円に対して、中をとって六千円にしたらどうかといふようなことも考え方ではないでもないけれども、これだけ経済成長を——池田さんがそこにおられますけれども、二名の経済成長といいうようなばかな経済成長で考えている。そういうことを考えれば、当然政府としては、自分の方は九%になる。この前、衆議院の答弁では、所得倍増は十年だけ、それから先は知らぬと言うけれども、ほかの総理大臣だって経済成長を考えるわけですから、ですから、当然それ以上になれば、年金額は三千五百円じゃ少ないとすることが、普通に考えればわかるはずです。それを、何といいますか、たなに置いて、何も考えないような政府ですから、そういう政府には、がつんと一つ対案を出さなきゃ問題は動かないと思うのです。それで、六十才を六十三才にするというようなことを言うとか、そういうようなことを言えばまだなんですかれども、そういう非常に不熱心な政府に

一大鉄槌を下して、そうして参議院、衆議院の先生方の良識によつて、政府にさらに強い鉄槌を下していただきたい。日本社会党案のようなものが、この両議院で、本院あるいは衆議院、両院において可決をして、政府がなまけておつても、このようなりっぱな年金制度が両院の良識によってでき上がる、そういうようなことを期待しまして、このような対案を出したわけあります。(拍手)

その次に、財源でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、全部で初年度で二千百二十四億が必要でございます。そのうち無廻出給付、すなわち養老年金について一千三百三十億という内容でございます。それの財源でございますが、日本社会党の衆議院に出しました予算組みかえ案で御承知かと存じますが、大資本に対する租税特別措置をやめたり、あるいは会社の交際費とか過度の広告費なんといふものを経費として認めないと認めなやり方をすれば、千四百七十三億といふ増収があるわけであります。そのはかにまたゴルフ税をかければ二百億出てくるということで、この二千百二十四億の本年度分は六百八十万円ということになるわけですが、来年は二千百二十四億でありますか、政府は当然義務的に提出年金制の対象者がふえれば国庫負担はふやさなければなりませんから、その金額は当然五、六百億は予定をしておるわけです。その差額にすると千六百億ぐらい、千六百億だと、当然自然増収が見込まれますか

ら、それですっぱり入るし、そのほかに、ただいま申し上げたような二千何百億といふような財源がある。要是政府がやる気がないからできないと、ことであつて、ほんとうに国民のため相馬さんは御理解をいただいておると思つてあります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

二、費用 本法施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十六年度減収見込額は六億三百万円である。

通行税法の一部を改正する法律案 改正する法律案(いづれも内閣提出、衆議院送付)、以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。大蔵委員長大竹平八郎君。

通行税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付

昭和三十六年三月九日

衆議院議長松野鶴平殿 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿 清瀬 一郎

昭和三十六年二月二十一日 参議院会議録第十三号 消防組織法の一部を改

四十五万円で、昭和三十六年度二
般会計予算に計上されて、ある。

える改正規定は、昭和三十六年七月一日から施行する。

する等の
のであつ
ると認め
ます。

○議長(松野謙平君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。

正する法律案

え、「を貸し付けることができる」を「の貸付けの業務を行なう」に改め、同項に後段として次のように加える。

右の国会に提出する。

昭和三十六年二月二十二日

昭和三十六年二月二十二日

案 消防組織法の一部を改正する法律

第 消防組織法の一部を改正する法律

（昭和二十二年三月一日）
二百二十六号の一部を次のように
改正する。

第四条第十五号中「火災防ぎよ計画」を「消防計画」に改め、同条中第

十七号を第一号とし、第一号の次に次の二号を加える。

場合における報償の実施に関する事項

第五条を削り、第四条の四を第三
条とし、第四条の三を第四条の四と
し、第四条の二を第四条の三とし、

第四条の次に次の二条を加える。

次長は、長官を助け、庶務を整理する。

消防団員の階級の基準は、消防庁第一五条の三第一項の次に次の二項を加える。

が準則で定める。
第十八条の二第七号中「火災防ぎ
よ計画」を「消防計画」に改める。

附 則

○ 増原恵吉君　ただいま議題となりました消防組織法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法案は、最近の消防行政の推移に応じ、その一そなうの進展をはからうとするものであります。改正内容の要點は、一、消防庁に、長官を助け、庶務を整理する職として次長一人を置くこととし、二、多年勤続して退職する非常勤消防団員に対して、國としてその労を謝するため報償を行ない、その実施に関する事務を消防庁の所掌事務に加えることとし、三、消防庁及び都道府県の所掌事務に関する規定のうち「火災防ぎよ計画」を「消防計画」に改め、消防の任務全般について市町村が計画を樹立するように指導できるものとし、四、消防団員の階級の基準を消防庁が準則で定めることとする等であります。

地方行政委員会におきましては、二月二十三日、安井自治大臣より提案理由の説明を聴取した後、当局との間により、本法案に新規に設けられた非常勤消防団員退職報償制度、消防庁の予算中事業委託費の内容、その他各般の消防行政上の問題について質疑応答を重ね、慎重審議を行ないましたが、その詳細については会議録によつて御承知を願いたいと存します。

三月十六日質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に免言もなく、採決の結果、全会一致をもつて本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

【増原恵吉君登壇、拍手】

○ 議長(松野鶴平君)　日程第六、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○ 議長(松野鶴平君)　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○ 議長(松野鶴平君)　日程第六、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長稻浦鹿藏君。

〔報告書〕

審査報告書

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

昭和三十六年三月十六日

建設委員長 稲浦 鹿藏

参議院議長 松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近の逼迫した宅地事情にかんがみ、住宅用地の取得造成について住宅金融公庫が貸付けを行なう範囲を一般に住宅の用に供する土地の取得造成等についても行なうことができるよう拡大するとともに、土地の取得造成並びに中高層耐火建築物等及び産業労働者住宅の建設に係る貸付金の利率を変更することによつて、貸付けの資金量を大幅に拡大

以上御報告申し上げます。(拍手)

○ 議長(松野鶴平君)　別に御免言もなければ、これより本案の採決をいたします。

二、費用
この法律施行のため必要とするものであつて止むを得ない措置であると認める。
経費は、理事一名増員の分二百一十七万余円であつて、その他については格別の予算措置を必要としない。
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十六年二月二十八日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平殿
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
(住宅金融公庫法の一部改正)
第一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を改正する法律案
次のように改正する。
第一条第一項中「建設」の下に「(住宅の用に供する土地の取得及び造成を含む。)」を加える。
第九条中「四人以内」を「五人以内」に改める。
第十七条第四項中「主として貸付金に係る住宅の建設を容易にするため必要がある」と認める場合においては、「第一条第一項に掲げる目的を達成するため」に改め、「に対し」及び「造成又はの下に「住宅の用に供する」」を加える。

え、「を貸し付ける」ことができる」を「の貸付けの業務を行なう」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該土地の造成とあわせて居住者の利便に供する施設の用に供する土地を造成することが適當であるときは、当該施設の用に供する土地の取得及び造成又はこれらの土地の造成に必要な資金をあわせて貸し付けることができる。

第二十一条第二項中「六分五厘」を「七分五厘」に改め、同条第五項中「年六分五厘」を「年七分」、住宅部分については年七分、以外の部分については年七分五厘」に改める。

第三十五条の二第一項中「住宅の建設に伴い必要とされる施設」を「同項後段に規定する施設」に改める。

(産業労働者住宅・資金融通法の一一部改正)

第二条 産業労働者住宅・資金融通法(昭和二十九年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「並びに貸付金の利率」を削り、「とする」を「とし、貸付金の利率は、主務大臣の定める中小規模の事業又は主務大臣の定める業種の事業を営む事業者に使用されている産業労働者住宅居住の用に供する産業労働者住宅に係る貸付金については、年六分五厘、その他の産業労働者住宅に係る貸付金にあつては、年七分とする」に改め、同項の表中貸付金の利率の欄を削る。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

第三条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「年六分五厘とし」を「建設大臣及び大蔵大臣の定める中小規模の事業又は建設大臣及び大蔵大臣の定める業種の事業を営む事業者に使用されるる産業労働者の居住の用に供する産業労働者住宅に係る貸付金にあつては、年六分五厘、その他の産業労働者住宅に係る貸付金にあつては、年七分とし」に改める。

附則

1 (施行期日)
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 (経過規定)
住宅金融公庫が昭和三十五年度以前の事業計画に係る資金の貸付けの申込を受理したものについては、改正後の住宅金融公庫法第二十一条第二項及び第五項、産業労働者住宅資金融通法第九条第一項並びに北海道防寒住宅建設等促進法第九条第二項の規定にかかるわざ、その貸付金の利率は、なお、從前の例による。

○福浦鹿藏君登壇、拍手
〔福浦鹿藏君登壇、拍手〕
○福浦鹿藏君、ただいま議題となりました住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
本改正案の第一点は、從来、住宅金融公庫は、地方公共団体及び住宅協会

等の法人に、公庫住宅建設のための土地の取得造成資金を貸し付けてきておりましたが、今回その範囲を広めて、これら団体の經營する一般住宅建設の大蔵大臣の定める業種の事業を営む事業者に使用されるる産業労働者の居住の用に供する産業労働者住宅に係る貸付金にあつては、年六分五厘、その他の産業労働者住宅に係る貸付金にあつては、年七分とし」に改める。

事業を営む事業者に使用されるる産業労働者の居住の用に供する産業労働者住宅に係る貸付金にあつては、年六分五厘、その他の産業労働者住宅に係る貸付金にあつては、年七分とし」に改める。

等の法人に、公庫住宅建設のための土地の取得造成資金を貸し付けてきておりますが、今回その範囲を広めて、これら団体の經營する一般住宅建設の大蔵大臣の定める業種の事業を営む事業者に使用されるる産業労働者の居住の用に供する産業労働者住宅に係る貸付金にあつては、年六分五厘、その他の産業労働者住宅に係る貸付金にあつては、年七分とし」に改める。

委員から、自由民主党を代表して、「住宅の事業量を増すためには資金量を増す必要があり、またそのために利子を引き上げるのはやむを得ない措置あります。

第二点は、利子についての改正であります。すなわち中高層建物の建設資金の利子は年六分五厘でありましたものを、住宅部分については年七分、非住宅部分については七分五厘に、また土地の取得造成資金は現行の年六分五厘を七分五厘に、また産業労働者住宅の貸付資金については、中小規模の事業者向け等を除いて、六分五厘を年七分に、それぞれ引き上げたことになります。

第三点は、理事の定員を一名増員したことになります。委員会における質疑は、右第二点の金利引き上げを中心として活発に行なわれたのであります。その詳細については会議録で御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して武内委員から「理事の増員、土地造成費の貸付額の拡大は、事情やむを得ないものと認められるが、利率の引き上げについては、現政府の金利引き下げの基本方針に逆行するものであり、これが物価の上昇へへの影響も考えられ、賛成しがたい」との原案反対の発言がありました。次いで民主社会党を代表して田上委員から、ほぼ同様の趣旨による反対の発言がありました。次に松野

初年度とする港湾整備五箇年計画を樹立し、これに基づいて港湾整備事業を強力かつ計画的に実施促進しようとするものであつて、本委員会は妥当な措置と認めた。

二、費用
港湾整備五箇年計画に基づく事業は、港湾整備特別会計において経理されるが、昭和三十六年度における同特別会計予算の規模は三百二億六千百四十三万二千円であり、昭和三十六年度一般会計より同特別会計への繰入額は百八十八億六千四十万円である。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付よつて国会法第八十三条により送付する。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七、港湾整備緊急措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(松野鶴平君) まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長三木與吉郎君。

第一條 この法律は、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を促進することにより、経済基盤の強化を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。(定義)

第二條 この法律で「港湾整備事業」とは、次の事業をいう。

一、港湾施設の建設又は改良の事業(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を

受ける災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合について準用する)。

(港湾整備五箇年計画の実施)

第四条 政府は、港湾整備五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

三、運輸委員長三木與吉郎君
運輸委員長三木與吉郎君
参議院議長松野鶴平殿
衆議院議長清瀬一郎
参議院議長松野鶴平殿
港湾整備緊急措置法
港湾整備緊急措置法
港湾整備緊急措置法
(目的)

第一条 この法律は、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を促進することにより、経済基盤の強化を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条 港湾整備五箇年計画には、次の事項を定めなければならない。

一、港湾整備事業の実施の目標

二、港湾整備事業の量

三、運輸大臣は、第一項の規定により港湾整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ

経済企画庁長官に協議しなければならない。

四、運輸大臣は、第一項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、港湾整備五箇年計画を港湾管理者に通知しなければならない。

五、第一項、第三項及び前項の規定は、港湾整備五箇年計画の変更の場合について準用する。

(港湾整備五箇年計画の実施)

第四条 政府は、港湾整備五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

一、委員会の決定の理由
二、本法律案は、昭和三十六年度を

昭和三十六年三月二十二日 參議院会議録第十三号 港湾整備緊急措置法案

附
錄

- 2
特定港湾施設整備特別措置法
(昭和三十四年法律第六十七号)の
一部を次のように改正する。
第二条を次のように改める。

第二条 この法律で「特定港湾施

の水域施設、外郭施設又は係留施設で政令で定めるものの建設又は改良の工事であつて、港湾法(昭和二十五年法律第二百十号)第五十二条第一項又は北海道開発のためにする港湾工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第一項の規定により運輸大臣が施行するものをいふ。

○三木與吉郎君　ただいま議題となりました港湾整備緊急措置法案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

し、港湾の整備をさらに推進するため、昭和三十六年度を初年度とする港湾整備五カ年計画を策定し、これに基づいて港湾整備事業を緊急かつ計画的に実施しようとしておりますが、この法案は五カ年計画の基本法となるものでありまして、五カ年計画における港湾整備事業の範囲、五カ年計画策定の手続等を定めております。

なお政府は、五カ年計画に基づく事業の経理を一般会計と区分して行なうことと適当と認め、別途本国会に港湾

整備特別会計法案を提出してあります。

さて、質疑に入りましたところ、新五六年計画の構想、今後におけるわが国経済の躍進と港湾整備、新五六年計画における地域格差の是正並びに緊急整備との調整等について、各委員より熱心な質疑がありましたが、詳細は会議録で御承知願います。

かくて質疑を終わり、討論に入りましたところ、天埜委員より、地域格差の是正、計画の完全実施を要望し、自由民主党を代表して賛成の討論あり、また大倉委員より、わが国経済の発展に先行する港湾整備の実施を要望し、日本社会党を代表して賛成の討論がありました。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

賛成の諸君の起立を求めます。

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

議員

杉山	昌作君	村山	道雄君
谷口	慶吉君	森	八三一君
柏原	ヤス君	櫻井	志郎君
大竹平八郎君	加賀山之雄君	原島	宏治君
稻浦	庵藏君	大泉	寛三君
奥	カネお君	中尾	辰義君
白井	勇君	鉢木	恭一君
三木與吉郎君	白木義一郎君	佐藤	芳男君
山本	米治君	竹中	恒夫君
佐藤	尚武君	苦米地英俊君	
市川	房枝君	高瀬莊太郎君	
辻	未治君	天坊	裕彦君
太田	正孝君	近藤	鶴代君
黒川	武雄君	藤野	繁雄君
村上	義一君	千田	正君
辻	政信君	笛森	順造君
太田	良吉君	野上	進君
黒川	天埜	谷村	貞治君
山本	鳥嶋徳次郎君	北畠	教真君
金丸	萬平君	米田	正文君
德永	利壽君	前田	佳都男君
後藤	喜一君	手島	增原
小幡	品吉君	仲原	恵吉君
宮澤	西郷吉之助君	川上	勝侯
野本	英子君	佐野	廣君
木内	四郎君	岩沢	忠恭君
斎藤	昇君	小柳	牧衡君
水野	義隆君	杉浦	武雄君
小林	茂穂君	紅鱗	みつ君
田中	英三君	石原幹市郎君	吉武
江藤	智君	恵市君	林屋龜次郎君
		寺尾	豊君
		柴田	信一君

赤岡	鹿島	林田	正治君	木島	植垣弘一郎君
堀本	松野	俊雄君	文三君	安部	清美君
塙見	河野	幸一君	宜寒君	上林	伊平君
高野	高野	二夫君	俊二君	高橋	秀逸君
平島	高野	茂嘉君	茂嘉君	前田	久吉君
青柳	青柳	一夫君	一夫君	横山	フク君
安井	加藤	誠夫君	誠夫君	館	智次君
小沢久太郎君	武徳君	秀夫君	秀夫君	井上	清一君
野上	木村篤太郎君	隆圓君	鎌三君	高橋進太郎君	衛吾君
千葉千代世君	木村篤太郎君	青木	青木	秋山俊一郎君	
武内	木村篤太郎君	大森	大森	太暮武夫太夫君	
野上	元君	豊瀬	豊瀬	郡	祐一君
千葉千代世君	千葉千代世君	山本伊三郎君	山本伊三郎君	井上	久吉君
中村	中村	小柳	小柳	高橋進太郎君	
岡村文四郎君	順造君	創造	創造	秋山俊一郎君	
占部	秀男君	伊藤	伊藤	太暮武夫太夫君	
鶴園	鶴園	顕道	顕道	郡	祐一君
藤田	鉄木	正市君	正市君	井上	久吉君
鉄木	鉄木	阿部	阿部	高橋進太郎君	
鈴木	鈴木	竹松	竹松	秋山俊一郎君	
鈴木	鈴木	大川	大川	太暮武夫太夫君	
鉄木	鉄木	松永	光三	郡	祐一君
秀男君	秀男君	森	元治郎君	井上	久吉君
壽君	壽君	伊藤	伊藤	高橋進太郎君	
亨弘君	亨弘君	横川	横川	秋山俊一郎君	
進君	進君	阿部	阿部	太暮武夫太夫君	
阿貞根	阿貞根	大和	大和	郡	祐一君
登若	登若	与二	与二	井上	久吉君
大倉	大倉	小笠原三三郎君	小笠原三三郎君	高橋進太郎君	
中田	中田	小酒井義男君	小酒井義男君	秋山俊一郎君	
高田なほ子君	高田なほ子君	光村	甚助君	太暮武夫太夫君	
米田	米田	加藤シヅエ君	加藤シヅエ君	郡	祐一君
森中	森中	千葉	千葉	井上	久吉君
小林	小林	岩間	岩間	高橋進太郎君	
安田	安田	正男	正男	秋山俊一郎君	
敏雄君	敏雄君	北村	北村	太暮武夫太夫君	
孝平君	孝平君	暢	暢	郡	祐一君
重明君	重明君	田上	田上	井上	久吉君
相澤	相澤	松衛	松衛	高橋進太郎君	

田畠平	金光君	木下友敬君
久保剛	等君	秋山長造君
相馬久		永岡光治君
天田勝	正君	戸叶隆君
松浦清	一君	岡三郎君
佐多忠	隆君	田中一君
重盛壽	治君	藤原道子君
村尾重	雄君	曾祢益君
近藤信	一君	羽生三七君
内村清	次君	松本治一郎君
山田節	男君	棚橋小虎君
衆議院議員		
國務大臣		
内閣總理大臣		
大藏大臣	池田勇人君	八木一男君
厚生大臣	水田三喜男君	
運輸大臣	古井喜實君	
建設大臣	木暮武太夫君	
自治大臣	中村梅吉君	
政府委員	安井謙君	
法務局長官	林修三君	
大藏省主計局長	石原周夫君	
厚生省年金局長	小山進次郎君	
運輸省港灣局長	中道峰夫君	
参議院会議録第九号中正誤		
ページ段行誤	正	
二二五 終り二から五 松野秀逸君	松村秀逸君	
二充四三 これを	これは	
參議院会議録第十二号中正誤		